

令和 5 年 11 月 6 日

大臣官房官庁営繕部

大臣官房官庁営繕部有資格業者に対する指名停止措置について

大臣官房官庁営繕部は、本日指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

※なお、掲載期間経過後は、別紙を削除します。

【問合わせ先】

大臣官房官庁営繕部管理課

課長補佐 板倉 剛

契約第二係長 杉山 愛莉

TEL 03-5253-8111 (内線23154・23155)

TEL 03-5253-8231 (夜間直通)